

## ミニ・シンポジウム

### 「専門家にとってのカウンセリング・スキル」

主催：岡山大学法科大学院専門家ネットワーク

日時：平成 18 年 11 月 26 日（日曜日）

場所：岡山大学 50 周年記念館・大会議室

対象：法律関連領域の専門家（隣接領域の専門家を含む）

#### 【開催趣旨】

岡山大学法科大学院は、法科大学院のめざす理論と実務を架橋する教育は「研究者と実務専門家の協働の下でしか成り立たず、しかも現実の生の紛争の複雑・多様性を考慮すると、法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要である」との認識に基づき、多角的・立体的教育システムの構築を目指してきた。例えば、クリニックなどに持ち込まれた案件を研究者教員と弁護士だけでなく、公認会計士、税理士、不動産鑑定士など多様な専門家の参加を得て、学生とともに個々の案件に総合的な分析・検討を加え、理論的・実践的対処などを議論し、学生の総合的判断能力を涵養する教育システムを構築してきた。このシステムの実施のために組織化したのが岡山大学法科大学院専門家ネットワークである（平成 17 年 11 月設立）。また、岡山大学法科大学院専門家ネットワークでは、定期的に（2、3 ヶ月に 1 回）無料（法律）相談会を実施し、社会（地域）貢献を図るとともに、プロボノ活動への学生の意識を高める活動を行ってきた。しかし、この活動の中で、専門家の相談スタイル、スキルなどが統一性に欠けるものであることが顕在化してきた。事案の特色、専門領域の特色などから個々の案件への対応は、個別的にならざるを得ない面も確かに存する。だが、ほぼ同様の事案での対応でスキル等の指導が専門家個人（他業種間だけでなく、同一業種間でも）によって異なるのは、教育の面からは混乱を招き、好ましくはない。他方、相談業務でのカウンセリング自体が新たな紛争や紛争の錯綜化、長期化など引き起こし、その弊害も一部では指摘されてきている。また、本学専門家ネットワークの相談業務でも、相談でのトラブルがないわけではなく、そうした弊害が実際に生じうる危険性は高い。本学専門家ネットワークに所属する専門家を含め、わが国の法律関連領域の専門家（隣接領域の専門家を含む）は、カウンセリング・スキルに関する基礎的な訓練を受けた者は少なく、ほとんどが日々の業務の中での自己研鑽により習得したものである。そのスキルは、個々の事案における実効性の点で優れているかもしれないが、汎用性に欠ける面を否定できない。

こうした状況認識に基づき、岡山大学法科大学院専門家ネットワークは、専門家にとって初めて依頼人との接点を有することになる相談業務にとって重要と思われるカウンセリング・スキルなどについての共通理解を形成することが不可欠かつ急務でもあるとの結論に至った。また専門職大学院での教育の側面からもこのことの重要性を認識している。そ

ここで、専門家として有すべき共通の、汎用性のあるカウンセリング・スキルとは何か、とくに法律関連領域の専門家（隣接領域の専門家を含む）として有すべきスキルのあり方、そして個々の専門家にとっての相談業務のあり方について研究し、それを研修すべき機会として、今回、「**専門家にとってのカウンセリング・スキル**」というミニ・シンポジウムの開催を行うことにした。

それゆえ、今回のミニ・シンポジウムは、

- ①現在の相談業務における問題点
- ②相談業務に際してのカウンセリング・スキル一般についての理解
- ③専門家として有すべき共通のカウンセリング・スキルとは何か
- ④スキルを通じた個々の専門家にとっての相談業務のあり方の共通性と相違性
- ⑤法科大学院における「ロイヤリング・クリニック」授業科目での法律相談業務の指導方法と評価方法

という点を中心に、カウンセリング実施者、研究者などの各識者に参加して頂き、議論することにした。これにより、専門家の相談業務のあり方についての共通認識と理解を形成し、それを法科大学院教育に活用し、かつ岡山大学法科大学院専門家ネットワーク会員を含めた法律関連領域の専門家（隣接領域の専門家を含む）の研修ができればと考えている。